

延長手続を採らなかった事案に係るもので30日以内に開示決定等がされなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.6	H17.5.5	H17.5.13	8	事務処理方式の変更と5月連休にかかり処理日数を要した。
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.6	H17.5.5	H17.6.2	28	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.8	H17.5.7	H17.5.16	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.14	H17.5.13	H17.5.25	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.14	H17.5.13	H17.5.25	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.14	H17.5.13	H17.5.25	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.14	H17.5.13	H17.5.25	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.18	H17.5.18	H17.5.23	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.4.22	H17.5.22	H17.6.24	33	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.5.20	H17.6.19	H17.6.24	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.5.27	H17.6.25	H17.7.27	32	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.6.9	H17.7.9	H17.8.11	33	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.6.17	H17.7.17	H17.9.14	59	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.5	H17.8.4	H17.8.10	6	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.8	H17.8.7	H17.8.10	3	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.8	H17.8.7	H17.8.10	3	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.13	H17.8.12	H17.9.5	24	請求対象である診療報酬明細書に不存在部分(自責受診)があり、当該部分の確認に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.13	H17.8.12	H17.9.5	24	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.15	H18.8.15	H18.8.19	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.7.19	H17.8.18	H17.10.5	48	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.8.12	H17.9.11	H17.11.15	65	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.8.19	H17.9.18	H17.9.26	8	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.8.23	H17.9.22	H17.9.26	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.8.26	H17.9.25	H17.10.5	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.8.29	H17.9.28	H17.9.29	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.6	H17.10.5	H17.10.7	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.7	H17.10.6	H17.10.17	11	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.9	H17.10.9	H17.10.20	11	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.13	H17.10.13	H17.10.24	11	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.13	H17.10.13	H17.11.7	25	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.20	H17.10.20	H17.12.12	53	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.21	H17.10.21	H17.12.1	41	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.26	H17.10.26	H17.11.7	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.27	H17.10.27	H17.10.29	2	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.27	H17.10.27	H17.12.12	46	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.9.28	H17.10.28	H18.2.27	122	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.1	H17.10.31	H17.11.19	19	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.4	H17.11.3	H17.12.1	28	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.12	H17.11.11	H17.12.16	35	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.20	H17.11.19	H17.12.1	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.24	H17.11.23	H17.12.26	33	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.25	H17.11.24	H17.12.12	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.28	H17.11.27	H18.1.18	52	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.10.31	H17.11.30	H17.12.1	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.2	H17.12.2	H17.12.15	13	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.2	H17.12.2	H17.12.15	13	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.2	H17.12.2	H17.12.15	13	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.2	H17.12.2	H17.12.15	13	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.2	H17.12.2	H17.12.15	13	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.4	H17.12.4	H17.12.16	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.4	H17.12.4	H17.12.13	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.7	H17.12.7	H18.3.9	92	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.16	H17.12.16	H18.2.27	73	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.22	H17.12.22	H18.1.10	19	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.24	H17.12.26	H18.2.13	49	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.11.25	H17.12.25	H17.12.28	3	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.5	H18.1.4	H18.1.16	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.8	H18.1.7	H18.1.20	13	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.13	H18.1.12	H18.1.16	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.16	H18.1.15	H18.1.16	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.16	H18.1.15	H18.1.16	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.20	H18.1.19	H18.2.6	18	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.21	H18.1.20	H18.1.31	11	請求者の転居先が不明で連絡が取れなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H17.12.21	H18.1.20	H18.3.16	56	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.19	H18.2.18	H18.2.27	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.25	H18.2.24	H18.3.1	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.26	H18.2.25	H18.3.29	32	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.26	H18.2.25	H18.3.29	32	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.9	H18.3.11	H18.3.29	18	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.20	H18.3.22	H18.3.29	7	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため

延長手続を採った事案に係るもので延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H17.6.21	H17.7.21	H17.12.1	103	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため

延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等開示請求書	H18.1.27	H18.2.26	32	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求書	H18.2.17	H18.3.19	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求書	H18.2.21	H18.3.23	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求書	H18.2.28	H18.3.30	2	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため。

調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	特定の行刑施設で保有する本人に係る診療記録	H17.11.29	123	開示決定の妥当性の審理に相応の時間を要したことに加え、個人情報の大規模な流出事案への対応、個人情報の点検・監査等の事務、情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したため。	18.4.24諮問
厚生労働省	個不2号平17.4.18東京労災病院提出の意見書及び添付資料	H17.8.24	219	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかを検討していることから、諮問までの日数を要している。	
	離職票補正願	H17.9.6	206	業務が繁忙を極めているため	
	個不第7号 助言・指導処理票	H17.10.4	178	業務多忙のため	
	情報公開法に基づく審査請求関係書類	H17.10.6	176	業務が繁忙を極めているため	
	厚生労働省職業安定局雇用保険課からの請求人宛文書	H17.10.6	176	業務が繁忙を極めているため	
	個不6号労災保険不支給決定に係る局医意見書及び調査結果復命書	H17.10.7	175	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかを検討していることから、諮問までの日数を要している。	
	情報公開法に基づく審査請求関係書類	H17.10.20	159	業務が繁忙を極めているため	
	情報公開法に基づく審査請求関係書類	H17.10.20	159	業務が繁忙を極めているため	
	職業安定局首席職業指導官室の保有する意義申立人に係る個人情報の全部開示に対する異議申し立て	H17.11.4	135	当該異議申し立て以前に前例となる同様な事案がなかったため、慎重な判断が必要であり、また、通常業務が繁忙であったため。	18.4.19諮問
	平成17年個不受付第11号「請求人の特定事業者での時間外労働手当未払いに関するさいたま労基署の申告処理関係書類中、労働時間の集計表ほか会社が提出した書類一切」	H17.12.9	112	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	17年度個人情報保護法関係請求綴り	H17.12.19	102	業務が繁忙を極めているため	
	17年度個人情報保護法関係請求綴り	H17.12.20	101	業務が繁忙を極めているため	
国土交通省	中国運輸局が行った不開示決定に対する不服申立て	H17.10.17	134	業務多忙による事務処理の遅れ	



今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
国土交通省	本人が使用である車両に係る継続検査申請書等の一部開示決定に関する件	H17.12.14	H18.3.6	82	年末年始で通常より繁忙であったことに加え、本処理以外にも法令改正作業や予算編成作業等で多忙を極めていたため。

今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	人権侵犯事件記録	H17.10.7	H18.1.6	91	対象保有個人情報膨大であったため
国税庁	17.07.08付の保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に対する保有個人情報の全部開示を求める異議申立て	H17.8.10	H17.12.6	117	当庁における最初の審査請求事案であり、対象となる保有個人情報(行政文書)についても膨大な量であったため慎重に検討していたところ、90日を経過する前に審査請求人から行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の申出があり、これを実施した。諮問に当たっては、当該口頭意見陳述の内容も踏まえて検討する必要があったため、左記の検討日数を要した。
厚生労働省	平成17年個不受付第12号「平成16年11月1日に、私が富士労働基準監督署に対して行った、労働基準法第104条第1項に基づく申告により、富士労働基準監督署が特定事業者に対して行政指導を行った内容(是正勧告書及び指導票)。」	H17.12.12	H18.3.24	102	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。